

## <平成10年度補助金見直し>

### 補助金見直し基本方針

補助金は公益上の必要により公金から支出されているものであり、その用途について特定されるのはもちろんのこと、その補助金の果たした結果、役割を常に評価する必要がある。

今回の見直しにあたっては、次のような視点から現行の補助金を再評価し、補助対象経費を明確にするとともに、その事業効果を検証し、補助金の適正な執行を図っていくものとする。

#### (事業費補助の原則)

1. 個人、団体に対する補助を問わず「特定の事業を行った場合に、その事業の公益性に着目して、その事業に要した経費に対して補助金を交付する」という事業費補助方式を原則とする。

団体の育成等に必要な運営費補助については、事業費補助の原則にのっとり、その目的に基づく活動内容及び補助対象経費を明確にし、交付するものとする。

#### (補助率の再設定)

2. 見直しによる廃止以外の補助金は、原則として新規の基準で補助率の再設定をする。

国・県の制度によるもの(但し、市の上乗せ分は除く)や他の自治体等との協定等に基づいて負担しているもの及び法令等で義務付けられているものについては、今回の見直しの対象外とする

## 補助金見直し基準

- |       |   |   |
|-------|---|---|
| 廃止    | } | 1 公益性が認められないもの                              |
|       |   | 2 長期間経過しているもの                               |
|       |   | 3 既に事業目的を達成しているもの                           |
|       |   | 4 交付当初と比べ必要性が減少したもの                         |
|       |   | 5 補助金の効果が期待できないもの                           |
|       |   | 6 補助金の使途が本来の目的でないもの                         |
|       |   | 7 形式的、習慣的に補助しているもの                          |
|       |   | 8 活動がほとんどない団体へ補助しているもの                      |
|       |   | 9 団体の構成員の負担能力及び自己資金の現状から自主的な運営に委ねることが可能なもの  |
| 縮小・廃止 | } | 10 特定の団体に慣例的に交付しているもの                       |
|       |   | 11 対象者が減少しているもの                             |
|       |   | 12 補助の受益が特定のものに限定されるもの                      |
|       |   | 13 団体の財源を補助金に依存しすぎているもの                     |
|       |   | 14 補助を受けている団体で会費をとっていないもの。又は、補助金に比べ少額のもの    |
|       |   | 15 補助率が他市等に比べ高いもの                           |
|       |   | 16 繰越金が補助金額に近くなっているもの、もしくは超えているもの           |
|       |   | 17 補助団体で剰余金の積み立てを行っており、補助金額に比べ高額となっているもの    |
|       |   | 18 運営が軌道に乗ったと思われるもの                         |
| 整理・統合 | } | 19 決算に占める食糧費の割合が高いもの                        |
|       |   | 20 毎年、宿泊を伴う視察研修等を実施しているもの                   |
|       |   | 21 補助目的が類型しているもの                            |
| 終期の決定 | } | 22 期限を決めて交付し自立を促すべきもの                       |
|       |   | 23 一時的、緊急的に実施すべきもの（しているもの）                  |
|       |   | 24 普及・誘導策として実施する奨励事業やモデル事業であるもの             |
| 改革・改善 | } | 25 団体の育成が終わりつつあるもの                          |
|       |   | 26 事業費補助で目的を達成しつつあるもの                       |
|       |   | 27 受益者負担等財源の再検討が必要なもの                       |
|       |   | 28 支出科目が補助金であるのは不適當なもの                      |
|       |   | 29 補助金交付要綱等が整備されていないもの                      |
|       |   | 30 制度を改善する必要があるもの                           |
| 継続    | } | 31 市民全体の利益につながるもの                           |
|       |   | 32 市の施策を補完するものや政策上必要なもの                     |
|       |   | 33 育成期間中のものと思われるもの                          |
|       |   | 34 国・県の制度によるものや法令等で義務づけられているもの（但し、市上乗せ分は除く） |

額が確定（元利補給金等）しているものは、削減の対象としない。  
見直しによる廃止以外の補助金は、補助率の再設定をする。

## 補助率再設定基準

- 1．特に公益性が高く、市の施策の補完・充実に寄与するもの

75 / 100 の範囲内

- 2．公益性が高いもので、市の施策の補完を期待できるもの

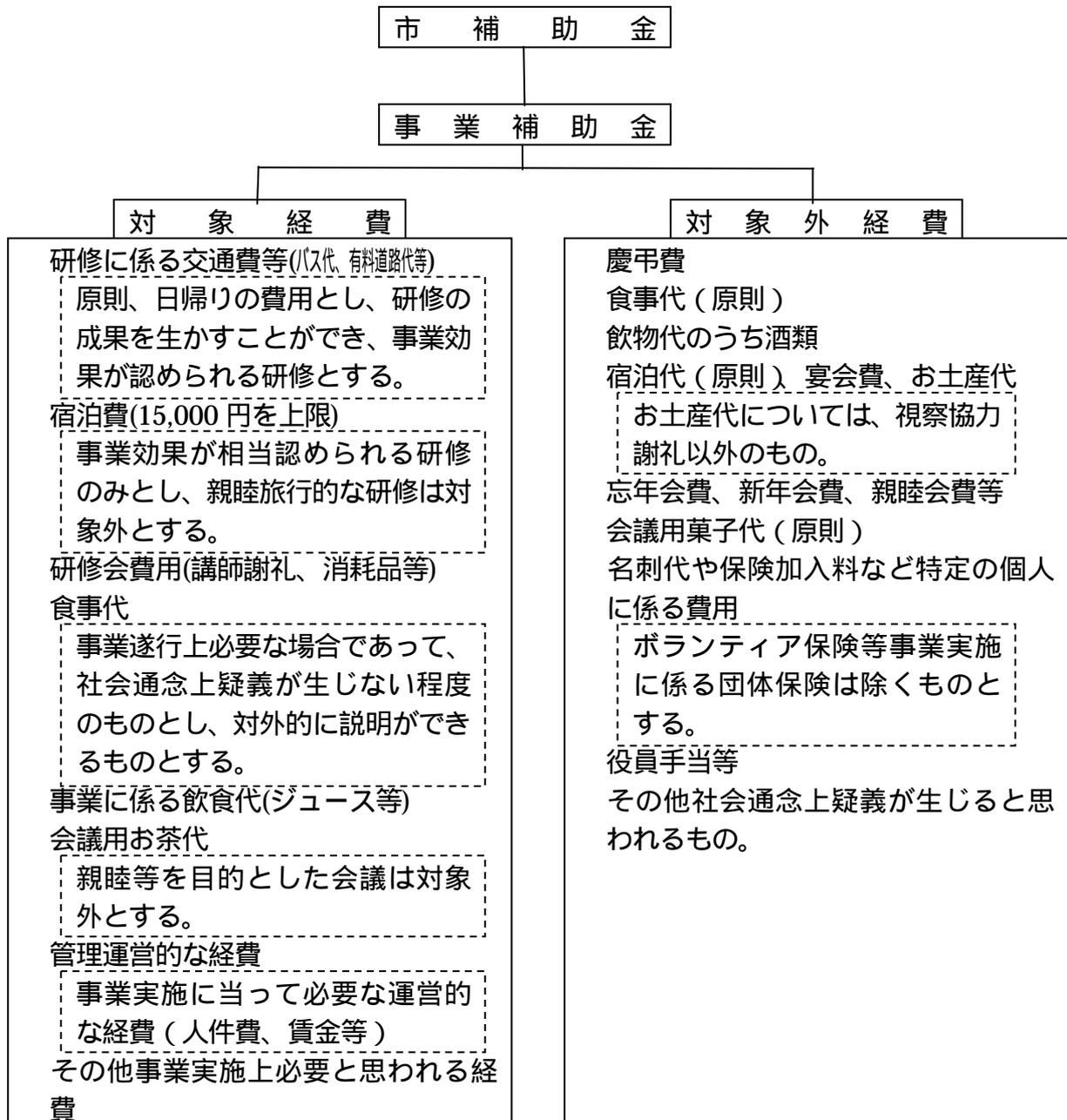
50 / 100 の範囲内

- 3．公益性があり、市の施策目的に合致するもの

25 / 100 の範囲内

## <平成11年度補助金見直し>

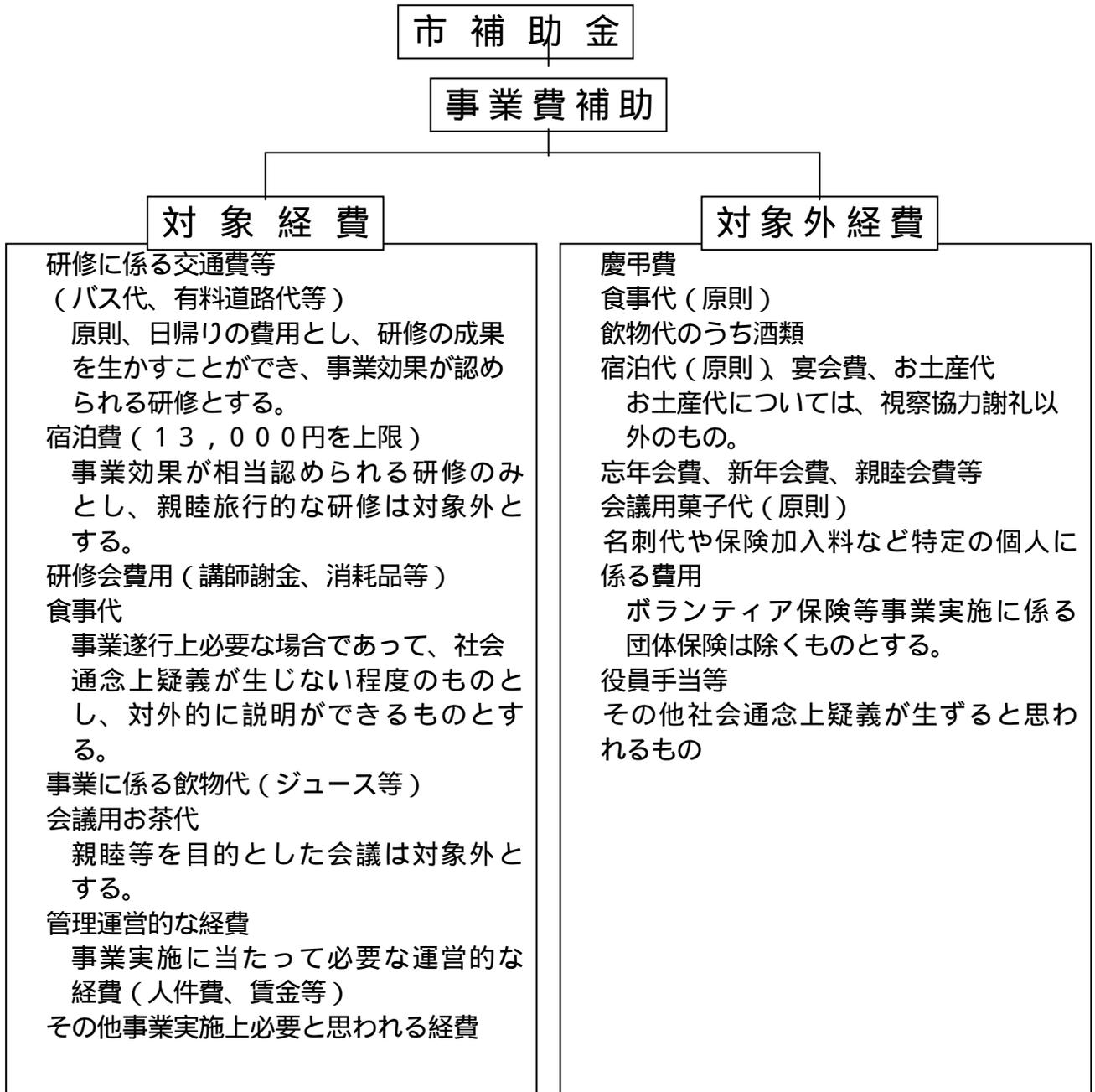
### 補助金の対象経費、対象外経費について



- \*対象経費の異本的な考え方は、「社会通念上疑義が生じないもの」とする。
- \*視察研修等の実施については、「宿泊研修の見直し基準」に基づき、必要性について見直しを行い、実施する場合の対象経費はできる限り必要最小限に努めること。
- \*飲食代については、会費負担(個人負担)を原則とし、事業に係る対象経費については、できる限り必要最小限に努めること。
- \*褒賞金(ほうしょうきん)や激励金については、事業目的、事業内容等で判断するものとする。

<平成13～20年度補助金見直し>

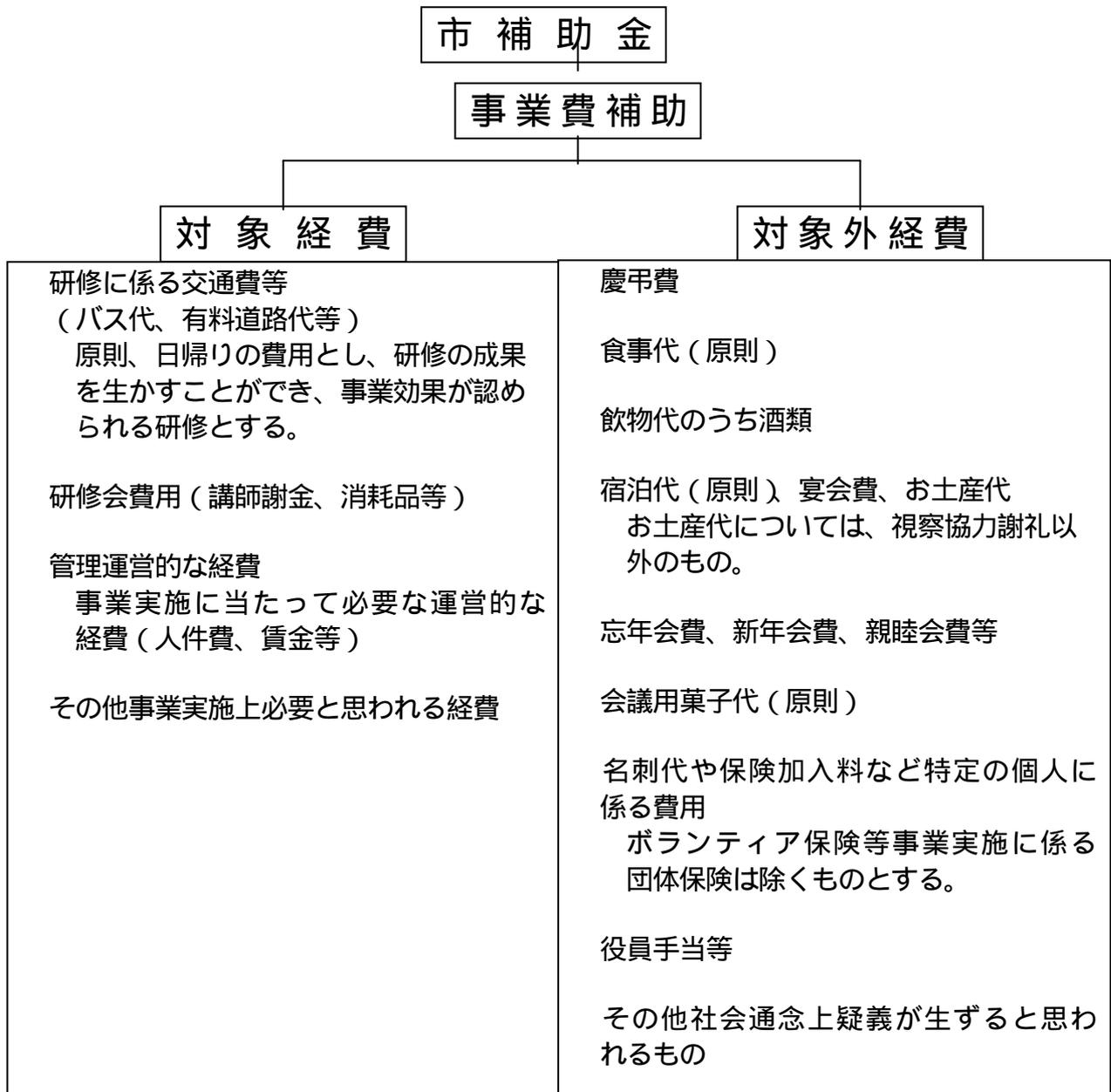
補助金の対象経費、対象外経費について



- \*対象経費の基本的な考え方は、「社会通念上疑義が生じないもの」とする。
- \*視察研修等の実施については、「宿泊研修の見直し基準」に基づき、必要性についての見直しを行い、実施する場合の対象経費はできる限り必要最小限に努めること。
- \*飲食代については、会費負担(個人負担)を原則とし、事業に係る対象経費については、できる限り必要最小限に努めること。
- \*褒賞金や激励金については、事業目的、事業内容等で判断するものとする。

<平成21年度予算編成資料>

補助金の対象経費、対象外経費について



- \*対象経費の基本的な考え方は、「社会通念上疑義が生じないもの」とする。
- \*視察研修等の実施については、「宿泊研修の見直し基準」に基づき、必要性についての見直しを行い、実施する場合の対象経費はできる限り必要最小限に努めること。
- \*飲食代については、会費負担(個人負担)を原則とする。
- \*褒賞金や激励金については、事業目的、事業内容等で判断するものとする。